

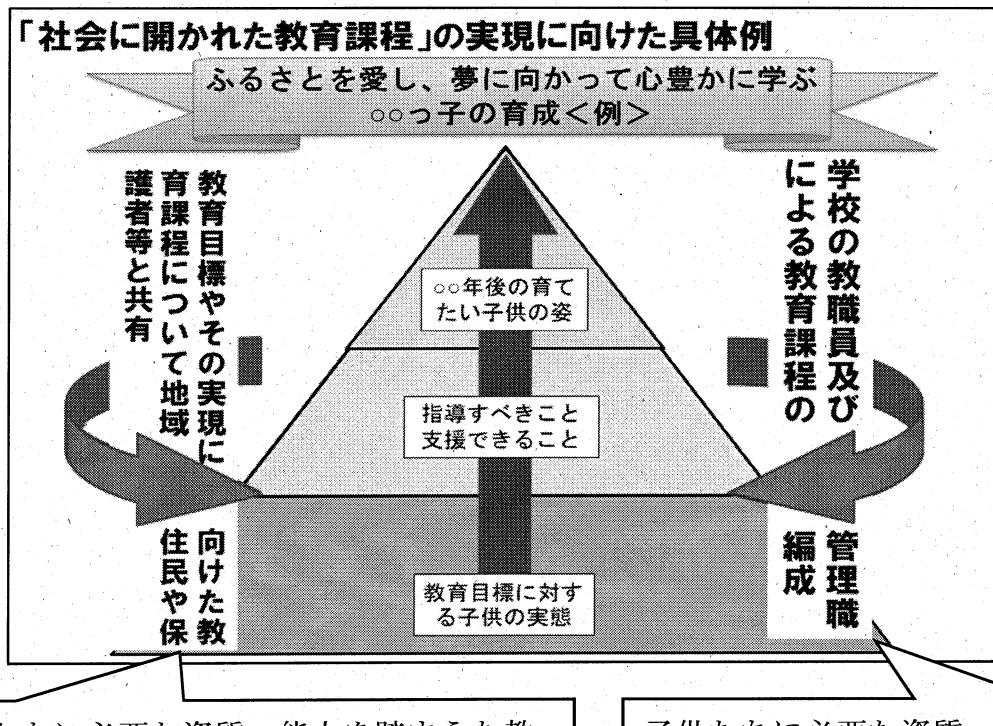
1 社会に開かれた教育課程編

今回の学習指導要領改訂において、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう新たに前文が設けられました。その中に、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことについて示されています。そこで、これまでに文部科学省や県教育委員会が作成した資料を使い、「社会に開かれた教育課程」について整理してみます。

(1) 「社会に開かれた教育課程」の捉え方

「社会に開かれた教育課程」とは、学校教育において子供たちにどのような資質・能力を育むのかを学校と社会とが共有することであり、その実現に向けて連携・協働を進めていくことが重要になってきます。

【「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた具体的なイメージ】



子供たちに必要な資質・能力を踏まえた教育目標やその実現に向けて編成した教育課程について地域住民や保護者等と共有すること=「社会に開かれた教育課程」

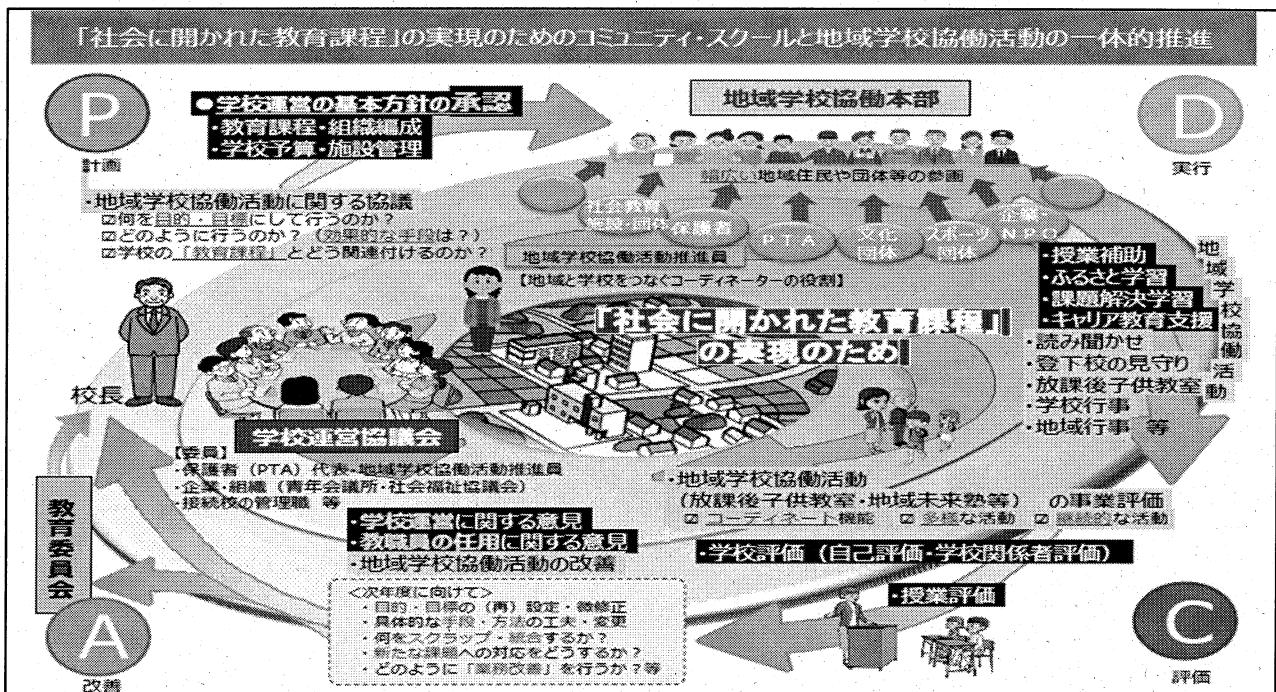
子供たちに必要な資質・能力を踏まえた教育課程を編成するのには、管理職を含めた教職員（学校）の役割であること。

(2) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を行っていくようお願いしているところです。

学校運営協議会では、学校の課題解決に向けて協議をすることで共通理解を図ったり、学校運営の方針について承認したりします。それらの解決策を具体的な活動（地域学校協働活動）につなげていくために、地域学校協働活動推進員が橋渡し役となります。

また、活動を行って終わるのではなく、評価検証も行い、改善につなげていくP D C Aサイクルを行うことが重要です。具体的には、右頁のような内容に配慮しながら推進していただければと考えます。



P l a n (計画)	<p>学校運営協議会において、地域学校協働活動に関する以下の内容について協議を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> □何を目的・目標にして行うのか。 □どのように行うのか。(効果的な手段等) □学校の「教育課程」とどう関連付けるか。
D o (実行)	<p>地域学校協働活動推進員が、学校運営協議会で出された学校や地域、子供たちが抱える課題を解決するための方策として、地域学校協働活動につなぎます。地域学校協働活動とは、次のような活動です。</p> <ul style="list-style-type: none"> □幅広い地域住民の参画を得る。 □地域全体で子供たちの学びや成長を支える。 □地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う。 <p>ここで大切なことは、行政や子供たちも含めた五者連携を図る中で、学校として育成する資質・能力を明確にし、それらを共有し連携・協働することであり、単に学校外の体験や外部講師を増やせばよいわけではありません。</p>
C h e c k (評価)	<p>以下のような点について、地域学校協働活動の評価を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> □学校の教育課題等の解決につながっていたか。 □多様な活動ができたか。 □継続的な活動になっていたか。 <p>(方法：授業評価・学校評価（自己評価・学校関係者評価）)</p>
A c t i o n (改善)	<p>次年度に向けて、以下のようない点について改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> □目的・目標の（再）設定・微調整。 □具体的な手段・方法の工夫・変更。 □何をスクラップ・統合するか。 □新たな課題への対応をどうするか。 □どのように「業務改善」を行おうか。等